契約No.

年間保守サポート契約書

(以下甲という。)と有限会社アイビィ・コミュニケーションズ 以下乙という。)は、甲がコンピュータを使用して乙が甲に供給したソフトウェアの円滑な利用を計るため、次の通り契約を締結します。

第1条 対象ソフトウェア

1. AIVY Talk・サーバソフトウェア(以下本件ソフトウェアという)

第2条 保守サービスの範囲

乙は、甲に前条の本件ソフトウェアの正常な、稼動を維持する為に次の各号の保守を施します。

- 1. 本件ソフトウェアの範囲内における各種問合せに対するサポート。
- 2. 前条の本件ソフトウェアについてシステム上バージョンアップされたものがあれば、 そのソフトウェアの入れ替え。
- 3. 本件ソフトウェアの運用及び処理効率化に関するコンサルタントサービス。
- 4. 本件ソフトウェアに関する技術情報の提供。

第3条 保守サービスの範囲に関する除外事項

1. 除外事項

予期されない天災地変・アプリケーション以外の基本ソフトウェア(メーカー提供)等の瑕疵による故障等乙の責によらないトラブル発生並びに甲の要請によるプログラム変更・修正プログラムの作成・新システム作成の作業は本契約の対象には含まれません。

2. 除外事項の特例

下記の場合には、障害状況により元の状態に戻らない場合もある事を認識の上、別途有償サポートにて保守を施します。(第7条2項、保守/出張サポート料金参照。)

- (1) 停電または切電により本件ソフトウェアが正常に作動しなくなった場合の復旧作業。
- (2) ディスク破損等により本件ソフトウェア関連ファイルの内容が壊れた場合の復旧作業。
- (3) ファイル容量がオーバーした場合のファイル拡張及び復旧作業。
- (4) 誤操作(オペレーション間違い)によりファイルの内容がおかしくなった場合の復旧作業。
- (5) 甲においてオペレーターが人事異動等で交替した時の操作指導。
- (6) 甲において配置換え等でコンピュータを移動する場合の立会い及び作業。

第4条 保守サービスの方法

保守サービスは基本的には電子メール・FAXにて行ないます。

しかしながら乙の判断や、甲・乙の協議で乙の営業担当又は、システム担当者を甲へ派遣して行う場合もあります。

第5条 甲の保守及び協力事項

- 1. 甲はシステムの使用者として、システムの操作、管理につき次の事項を守るものとします。
- (1) システムに添付の操作説明書に定める使用方法に従ってシステムを使用するものとします。
- (2) システムで使用するデータは、定期的にバックアップを取っておくものとします。
- 2. 乙が保守業務を実施する際は、甲は次の事項につき乙に協力するものとします。
- (1) 迅速な保守サービスを実施する上で、乙が甲のコンピュータへソースまたはバイナリ プログラムを常駐させる場合がありますが、甲はそのプログラムを参照したり、又、 修正する事はできません。
- (2) 万一、ソース・プログラムを参照したり又、修正した場合は保守作業に支障をきたしたり、場合によっては保守サポートが出来なくなることがあります。
- (3) 本件ソフトウェア保守業務の実施に際し、甲は乙が行う不具合または不良箇所の追及作業及び修正作業に必要な全ての資料を乙に提出するものとします。

第6条 保守サービスの時間

- 1. 月~金曜日の10:00~17:30 祝日・年末、年始・社内研修旅行期間は対象時間に含まれません。
- 2. 但し、作業内容により上記を超えて作業する場合もあります。

第7条 保守サービス料金

- 1. 第2条に基づく年間保守基本料金(一括払い)別紙参照
- 2. 第3条2項に基づく保守/出張サポート料金
- (1) 第6条1項の保守作業時間内 基本時間2時間まで4万円 + 基本時間を越える30分毎に5千円
- (2) 第6条1項の保守作業時間外上記(1)の50%増し
- (3) 乙が本契約上のサービスを実施するにあたり、必要な費用(交通費、器材等の費用)は、 甲が負担するものとします。

第8条 保守サービス料金の計算

保守サービス料金の計算は、甲より要請のあった保守サービスを乙の技術者が実行した時間に第7条2項記載の保守サービス単価を乗じることとします。

尚、実行時間については、実行場所・実行内容に係わりなく計算するものとします(実 行時間の計算は、弊社出社時刻から貴社退社時刻までとする)。

第9条 支払条件及び方法

- 1. 甲は第7条の保守サービス料金とこれに係わる消費税(円未満切捨て)を次の各号による期日までに乙に支払うものとします。
- (1) 第7条1項の保守基本料金については、保守契約期間開始月翌月末日。
- (2) 第7条2項による料金については、作業の終了した月の翌月末日。
- 2. 前項の料金は、一括現金にて下記乙の口座に送金して支払うものとします。 三井住友銀行/大森支店 普通預金 7055034

第10条 内容の変更

乙は、甲に対し書面で1ヶ月以上の事前通知をすることにより本契約の一部を変更する事ができるものとします。

第11条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とし、期間満了1か月前までに甲及び乙のいずれからも書面による何等の意思表示がない場合、本契約は同一条件をもって更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第12条 機密保持

甲及び乙は、互いに本契約に関連して知り得た相手方の販売上·技術上またはその他の業務上の秘密を第三者に漏洩しないものとします。

第13条 責任の制限

- 1. 本契約に基づく乙の保守業務に瑕疵があった場合、乙は本契約に基づき必要な保守業務を繰り返し実施することとし、甲の損害に対して責任を負わないものとします。
- 2. すべての間接的障害について、乙はその責めを負わないものとします。

第14条 協議

本契約の定めのない事項、又は本契約の各条項に関し疑義が生じた場合は甲乙誠意を もって協議決定するものとします。

以上の証として、両当事者は、本契約書二通を作成し、記名捺印の上、各一通を有するものとする。

年 月 日

使用者(甲)

(住所)

(社名)

(代表者名)

保守業者(乙)

(住所) 〒140-0013 東京都品川区南大井6-27-28 小林ビル4F

(社名) 有限会社アイビィ・コミュニケーションズ

(代表者名)代表取締役 永沢和義